

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 所得税の予定納税

Q : 私は、昨年、不動産賃貸業を始め、今年の3月に所得税の確定申告書を初めて提出しました。

ところで、先月、税務署から予定納税額の通知書が送られてきたのですが、また、税金を納めなければならないのでしょうか。

A : 7月と11月に予納しておくことになっています。

【解説】

所得税の納税は、納税者自らが確定申告によってその年分に生じた所得金額を計算し、その所得金額に対する税額を計算して納付する自主申告納税を建前としていますが、国庫収入の平準化や納税の便宜などの観点から、本年も前年と同額の所得が発生すると仮定して、その仮定した所得金額に対する税額を7月と11月に予納しておく「予定納税」制度を採用しています。

この場合、税務署長は、その年6月15日までに、その者に対し予定納税基準額並びに第1期（その年7月1日から7月31日までの期間）及び第2期（その年11月1日から11月30日までの期間）の予定納税額を書面により通知し、通知を受けた納税者は、それぞれの期間内にその税額を納付しなければならないこととなっています。

なお、予定納税基準額が15万円未満のときは、予定納税をする必要はありません。

また、振替納税を利用している場合には、納期限に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。

